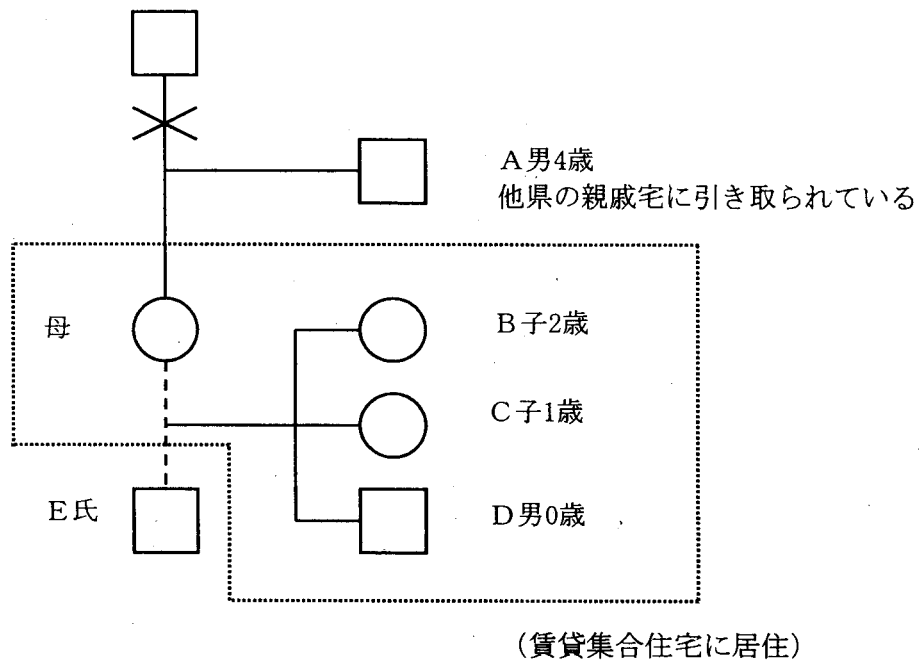


立入調査、出頭要求事例について

(事例の概要)

- 飛び込み出産や母親が精神的不安定であること等から区役所・保健所が家庭訪問し支援を開始した。
- その後、母子との連絡が取れなくなり、児童相談所が家庭訪問するが応答がない。
- 出頭要求告知するが、母親から出頭できないとの連絡がある。
- その後の家庭訪問でも応答なく、立入調査を実施した。



(ポイント)

- 児童相談所・区役所・保健所・警察・建物管理者等との連携
- 行政としての迅速果敢な対応
- 児童相談所の組織的対応(重大事例指定)
- 現場における児童相談所のリーダーシップ
- 児童相談所の主たる担当者の女性ならではの細やかな配慮

＜児童相談所の立入調査に至るまでの主な経緯＞

端 緒

- 0日 ●D男出生後、母子手帳申請あり。ここで本世帯の存在が明るみに出る。
12日 ●区役所・保健所が家庭訪問するも応答無。
●母親のみが児童手当の手续に区役所へ。未婚母子世帯・経済的困窮等が判明。
13日 ●区役所・保健所が家庭訪問。母親・E氏在宅。B子・C子現認するも表情に乏しくD男体重増加不良。
(以後、計4回、区役所及び保健所が家庭訪問するも何れも応答無。実務者会議で状況報告。)

児童相談所受理

- 22日 ●区役所から送致。「母親と連絡が取れない。子の安全と健全な養育が確保されないおそれがある。」
25日 ●児童相談所にて受理会議。
26日 ●ケース協議(児童相談所・保健所・区役所)。A男の存在が明らかに。
●現地調査。
27日 ●現地調査。母親宛の手紙発送。
32日 ●家庭訪問。応答無。再度訪問する旨の手紙を玄関ドアポストに。
35日 ●家庭訪問。応答無。室内から子どもの泣き声。「来所のお願ひ」(8日後を期限)を玄関ドアポストに。
43日 ●「来所のお願ひ」での来所期限。母子来所せず。
47日 ●実務者会議。
(以後、実地調査2回実施、家庭訪問(インターホンにて男性(E氏?)と会話「母子は居ない」とのこと)1回実施。)

援助方針会議①

- 55日 ●援助方針会議。重大事例として指定(毎週調査状況を援助方針会議に報告)。立入調査も検討。

サポートチーム会議①

- 61日 ●サポートチーム会議開催(児童相談所・保健所・区役所・警察)。
●家庭訪問。応答無。室内から子どもの泣き声。

援助方針会議②

- 62日 ●援助方針会議。事例の状況報告。
63日 ●法律相談(弁護士)。主に立入調査につき助言を受ける。
64日 ●建物管理者を訪問。事例の概要・児童虐待防止法の手続を説明し協力依頼。

出頭要求告知①

- 64日 ●インターホンにて母親と会話。出頭要求告知書(4日後を期限)を母親が受取らず玄関ドアポストに。
68日 ●母親から電話。母親は出頭要求に応じられない等、終始泣いて話す。
●家庭訪問。応答無。母親宛手紙を玄関ドアポストに。

援助方針会議③

- 69日 ●援助方針会議。事例の状況報告。
●現地調査。
70日 ●現地調査。E氏宛の手紙を1階集合ポストに。
74日 ●家庭裁判所にて、臨検捜索の手続について協議。
●家庭訪問。応答無。
75日 ●母親から児童相談所担当者宛の手紙着。
●家庭訪問。応答無。母親宛手紙を玄関ドアポストに。

援助方針会議④

- 76日 ●援助方針会議。事例の状況報告。

サポートチーム会議②

- 81日 ●サポートチーム会議開催(児童相談所・保健所・区役所)。
●スーパーバイズ(学識経験者)。実態不可視の状況下での虐待の認定について(書面上)。
82日 ●家庭訪問。応答無。室内から子どもの声。母親宛手紙を玄関ドアポストに。

援助方針会議⑤

- 83日 ●援助方針会議。事例の状況報告。
●家庭訪問。応答無。母親宛手紙を玄関ドアポストに。

出頭要求告知②

- 85日 ●家庭訪問。応答無。出頭要求告知書(4日後を期限)を玄関ドアポストに。
●建物管理者から、3日後に玄関ドアを開錠するように努力する旨の電話あり。
86日 ●母親から児童相談所担当者宛の手紙着。

立入調査

- 88日 ●急遽、本日立入調査の実施を決定。警察署に援助依頼。保健所・区役所に協力要請。
●立入調査実施(児童相談所・警察・区役所・保健所・建物管理者)。
●B子・C子・D男、病院にて委託一時保護。母親、メンタルクリニック受診(職員同行)。

援助方針会議⑥

- 90日 ●援助方針会議。重大事例の指定解除。